

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 三枝 英二 様 あて名 〒541-0045 日本国大阪府大阪市中央区道修町1-7-1 北浜 TNKビル
---

PCT  
 国際調査機関の見解書  
 (法施行規則第40条の2)  
 [PCT規則43の2.1]

発送日 (日.月.年)	26.06.2007
今後の手続きについては、下記2を参照すること。	

出願人又は代理人 の書類記号 P07-11	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
--------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2007/060382	国際出願日 (日.月.年) 21.05.2007	優先日 (日.月.年) 22.05.2006
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. E04C2/38(2006.01)i, E04C3/02(2006.01)i, E04C3/30(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称) 国立大学法人大阪大学
----------------------------

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。
--

見解書を作成した日 14.06.2007			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 五十幡 直子 電話番号 03-3581-1101 内線 3245	2E	3818

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文  
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ  配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット  紙形式

電子形式

c. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3.  さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲 1-14	有
	請求の範囲	無
進歩性 (I S)	請求の範囲	有
	請求の範囲 1-14	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲 1-14	有
	請求の範囲	無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2006-37577 A (日立造船株式会社) 2006. 02. 09, 段落【0015】～【0025】、図1～4 (ファミリーなし)

文献2 : JP 52-54225 A (三井軽金属加工株式会社) 1977. 05. 02, 第1頁下右欄第5行～第9行、第3頁左上欄第6行～右上欄第1行、図3, 4 (ファミリーなし)

文献3 : 日本国実用新案登録出願5-17817号(日本国実用新案登録出願公開6-70927号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM (新日本製鐵株式会社), 1994. 10. 04, 段落【0001】、【0008】－【0009】 (ファミリーなし)

請求の範囲1-11, 13, 14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により進歩性を有しない。文献1には、アルミニウム合金製押し出し材の「端部材6」と「中間部材7」(T形の押し出し型材)を接合して、複数の「水平補剛材」(支持体、突起)を等間隔に有する「ウェブ部4」(長方形板)と「フランジ部2, 3」(端部の支持体)とからなる「桁1」を形成する構成が記載されている。また、突起を備えた長方形板の幅厚比、合計断面積、座屈強度や、座屈変形時における突起の挙動は、必要とされる強度等に応じて当業者が適宜設定し得る事項に過ぎない。

請求の範囲12に係る発明は、文献1と、国際調査報告で引用された文献3により進歩性を有しない。文献1に記載の構造部材を、文献3に記載のように自動車や船舶に用いることは、当業者にとって容易である。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求の範囲 1-11, 13に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2により進歩性を有しない。文献2には、アルミ製押し出し材の「長尺材本体1」（長方形板、端部の支持体）に「リブ2」（支持体、突起）を等間隔に多数設ける構成が記載されている。また、突起を備えた長方形板の幅厚比、合計断面積、座屈強度や、座屈変形時における突起の挙動は、必要とされる強度等に応じて当業者が適宜設定し得る事項に過ぎない。

請求の範囲 12に係る発明は、文献2と、国際調査報告で引用された文献3により進歩性を有しない。文献2に記載の構造部材を、文献3に記載のように自動車や船舶に用いることは、当業者にとって容易である。

請求の範囲 14に係る発明は、文献1, 2により進歩性を有しない。文献2に記載の構造部材を、文献1に記載のようにT形の押し出し材を用いた構成とすることは、当業者にとって容易である。